

改正

令和3年1月22日議会告示第1号

令和4年12月22日議会告示第1号

安曇野市議会だよりモニター設置要綱

(設置)

第1条 議会が行う広報編集活動の基となる安曇野市議会の広報紙（以下「議会だより」という。）の企画、編集等に対する市民の意見や要望を聴取し、議会だよりの一層の充実を図るため、安曇野市議会だよりモニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べること。
- (2) 議会だよりに関するアンケート等に回答すること。
- (3) モニター座談会（以下「座談会」という。）に参加すること。
- (4) その他議会だよりの充実を図るために議長が必要と認める事項

(資格)

第3条 モニターは、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、特別な事情があると議長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 委嘱される日の属する年度の4月1日において、中学生以上の者
- (2) 議会が行う広報編集活動に深い関心を有する者
- (3) 国及び地方公共団体の議会の議員又は市の常勤の一般職職員でない者

(定数)

第4条 モニターの定数は、20人以内とする。

(任期)

第5条 モニターの任期は、委嘱された日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(申込み及び委嘱)

第6条 モニターになることを希望する者は、議長が指定する期日までに安曇野市議会だよりモニター申込書（様式第1号）により議長に申し込むものとする。

2 議長は、前項の申込みをした者のうちから、年齢、地域等を考慮してモニターを委嘱するものとする。

(解任)

第7条 議長は、モニターから辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、モニターを解任することができる。

- (1) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 職務の遂行が困難となる事由が生じたとき。
- (3) 前2号のほか、解任に相当する事由があると認めるとき。

(アンケート)

第8条 議会広報特別委員会は、議会だよりが発行された際、該当の発行号に関する質問その他のアンケートをモニターへ郵便、電子メール等で送付する。

(座談会)

第9条 議会広報特別委員会はモニターの意見を聴くため、座談会をモニターの任期中に1回以上開催するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

2 モニターは、前項の規定により座談会が開催された時には、支障がない限り参加するものとする。

(意見等の処理)

第10条 モニターの意見及び回答の検討は、議会広報特別委員会が行い、企画、編集等に資するものとする。

2 議長は、必要に応じてモニターの意見及び回答を公表することができる。

3 公正を期するため、原則としてモニターの氏名は、公表しない。

(報酬及び費用弁償)

第11条 モニターへは、報酬の支給及び費用の弁償はしないものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月22日議会告示第1号)

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日議会告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の安曇野市議会だよりモニター設置要綱の施行に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

(宛先)

安曇野市議会議長

申込者氏名

安曇野市議会だよりモニター申込書

安曇野市議会だよりモニターになることを希望するので、下記のとおり申し込みます。

記

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒 -
電 話	電話 ()
メール アドレス	
メール連絡 の可否	可 ・ 否
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
職業/学生等	
申し込みを した 動 機	